３　事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合における当該記録された事項に関し当該期限後申告等に基づき課される重加算税の割合に一〇〇分の一〇の割合を加算する措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録を除外することとした。（消費税法第五九条の二関係）

４　社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（消費税法別表第三関係）

六　印紙税法の一部改正関係

１　非課税文書の範囲について、次の見直しを行うこととした。（印紙税法別表第三関係）

㈠　独立行政法人日本学生支援機構等が作成する独立行政法人日本学生支援機構法第一三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈡　社会保険診療報酬支払基金から名称変更された後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二四条各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈢　国民健康保険団体連合会が作成する予防接種法第四三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈣　国民健康保険団体連合会が作成する母子保健法第二二条の一四各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈤　国民健康保険団体連合会が作成する健康増進法第六七条の一二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

２　社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととした。（印紙税法別表第三関係）

七　国税通則法の一部改正関係

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の納税義務は、対象会計年度の終了の時に成立することとした。（国税通則法第一五条関係）

八　租税特別措置法の一部改正関係

１　個人所得課税

㈠　青色申告特別控除の控除額六五万円の適用要件である帳簿書類の電磁的記録等による保存等について、一定の帳簿書類に係る電磁的記録等の保存等が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしていることに代えて、その年において事業所得等の金額に係る電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録の保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすために必要な措置として一定のものを講じているとともに、その年において当該電子取引を行った場合には一定の方法により当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していることとすることを可能とした。（租税特別措置法第二五条の二関係）

㈡　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を六五万円（改正前五五万円）に引き上げることとした。（租税特別措置法第二七条関係）

㈢　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一〇及び第三七条の一一関係）

(1)　特定受益証券発行信託の受益権を有する居住者等がその特定受益証券発行信託の元本の払戻しにより交付を受ける金銭の額については、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する。

(2)　発行する社債が上場株式等となる第一種金融商品取引業を行う者の範囲から、非上場有価証券特例仲介等業者を除外する。

㈣　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一三、第三七条の一三の二及び第四二条の三関係）

(1)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、次の措置を講ずる。

イ　令和八年一月一日以後に控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとする。

ロ　特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、イと同様の措置を講ずる。

(2)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長する。

(3)　偽りその他不正の行為により、(1)の措置による所得税の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、一〇年以下の拘禁刑若しくは一、〇〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

㈤　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　特定累積投資勘定に受け入れることができる公社債投資信託以外の証券投資信託のうちその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの（以下「上場株式投資信託」という。）の受益権について、対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権の範囲に、一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の当該受益権を加える。

(2)　廃止通知の提出又は提供により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出又は提供があった日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられることとする。この場合において、同日前に所轄税務署長から非課税口座の開設又は特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供があったときは、特定累積投資勘定は設けられないこととする。

(3)　特定非課税口座開設届出書の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして、所得税に関する法令の規定を適用する。

(4)　勘定廃止通知等の提出又は提供により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出又は提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとし、かつ、非課税口座に該当しない口座に設けられたものとして、所得税に関する法令の規定を適用する。